

大 切 な お 知 ら せ [Vol.6] **重 要**

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

「支援制度」の申請漏れはありませんか？

申請期間が延長されたものもあります。詳しくは以下をご覧ください。

住宅関連の支援制度

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く
月～金曜午前8時半～午後5時半をお願いします

<申請・相談窓口>

- 西 西区の被災相談窓口
- 区 そのほかの区
- ル 古町ルフルの窓口

り災証明書の
判定結果

表の数値は支援の**上限額**です

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
【1】被災者生活再建支援金 西 区 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 申請期限 基礎支援金・市支援金：令和7年1月31日 加算支援金：令和9年1月31日 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	400 万円	300 万円	150 万円	50 万円	—	—
住宅の再建方法などによって異なります。						
【2】被災者住宅応急修理 西 ル 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 申請期限：令和6年12月31日 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり	170.6 万円	120.6 万円	120.6 万円	64.3 万円	—
【3】液状化等被害 住宅修繕支援 西 ル 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 申請期限：令和7年2月28日 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	100 万円	100 万円	50 万円	50 万円	30 万円	10 万円
住宅の床の傾斜修繕やその付随工事をする場合、追加で支援します。(上限50万円)						
【4】液状化等被害 住宅建替・購入支援 西 ル 新潟市内で家の購入や建て替えをした場合に支援 申請期限 建替：令和6年9月30日 購入：令和7年2月28日 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864	100 万円	100 万円	50 万円	—	—	—
その場で建て替えをする場合、住宅の沈下防止費用を追加で支援します。(上限50万円)						
【5】被災ブロック塀等撤去工事補助 西 ル 申請期限：令和6年12月27日 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841	道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援します。(上限20万円) り災証明書は不要 ※工事着手前に申請が必要です。					
【6】被災者転居費支援 (郵送でも受け付けできます) 西 ル 郵送先 951-8550 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル6階 住環境政策課 申請期限：令和6年12月27日 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2821	○	○	○	○	—	—
引越し費用の2分の1を支援します。(上限15万円)						
【7】水道料金・下水道使用料の免除 西 区 申請期限：令和7年3月31日 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎ 025-226-2959	○	○	○	○	○	○
令和6年1月1日を含む期間(通常2カ月分)を全額免除します。※漏水による使用量増加に対する減免もあり。期限後も随時受付						
【8】被災した家屋等の解体・撤去 西 全額公費で解体・撤去 相談は9時から12時まで 申請期限：令和6年12月27日 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391	○	○	○	○	—	—
申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎025-226-1411						
【9】災害援護資金貸付 返済あり 所得制限あり 申請先：福祉総務課(市役所本庁舎1階) 申請期限：令和7年1月31日 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	○	○	○	○	—	—
家財に価額の3分の1以上の被害がある場合も申請可能						

被災相談・申請窓口

「り災証明書」の申請・発行は、以下の窓口で行います。

そのほか、各窓口で受け付ける支援制度の種類は表面をご覧ください。

		開設日	開設時間
被災相談窓口(西区)	西区役所健康センター棟3階	毎日	午前9時～午後5時
住宅修繕・建替窓口(中央区)	古町ルフル6階 ※「り災証明書」の申請・発行は行ないません。		
北・中央・江南・南・西蒲区	各区役所	祝・休日を除く、月～金曜	
東区	東区役所	祝・休日を除く、水・木曜	
秋葉区	秋葉区役所	祝・休日を除く、月・火曜	

※江南区では、住宅の修繕・建替の臨時窓口を開設しています。詳細は江南区役所地域総務課（☎025-382-4526）へお問い合わせください。

自宅の修理についての相談

ご自宅を建てた工務店や大工さんにご相談ください。
相談先がない場合は、新潟市建築組合連合会までご連絡ください。

相談受付内容

- ・大工など専門家の派遣・現地確認・相談対応
- ・支援制度の紹介

《新潟市建築組合連合会》

☎070-6510-0353

【受付時間】

平日 10:00～17:00

義援金の配分について

対象者

住家被害でり災証明書（居住者）の交付を受けた世帯 ※人的被害（死亡者、重傷者）については、お問い合わせください。

配分内容

被害区分に基づき配分（2万円～104万円）

手続きについて

対象となる世帯には、順次義援金配分の案内の封書をお送りします。

問い合わせ

税制課 ☎ 025-226-1502

市民税課 ☎ 025-226-2243、2253

医療費、介護保険利用料の支払いが免除されます

対象者

令和6年能登半島地震で被災し、下記①②のいずれかに該当する人

①り災証明書が以下の判定の人

- ・後期高齢者医療・・・「半壊」以上
- ・国民健康保険、介護保険・・・「準半壊」以上

②主な生計維持者が業務を廃止・休止した、または失職し、現在収入がない人

問い合わせ

後期高齢者医療・・・保険年金課 ☎ 025-226-1081

国民健康保険・・・保険年金課 ☎ 025-226-1077

介護保険・・・介護保険課 ☎ 025-226-1273

免除を受けるには

医療機関や介護サービス事業所などに対象者であることを申告してください。

対象医療費・利用料

令和6年1月1日～令和6年9月30日に受診した診療、調剤、訪問看護の医療費、介護保険利用料

すでに支払った医療費

申請により還付を受けることができます。

【還付申請期限】令和6年10月31日

※国民健康保険は上記期限を過ぎても申請できますのでご相談ください。

検討中の支援制度

液状化被災宅地等復旧支援事業（個人負担あり）

地震による液状化で被害を受けた宅地の復旧や地盤改良などの工事に対して、補助率3分の2により最大766万6千円を助成できるよう検討しています。※詳細が決まり次第、市ホームページや市報にいがた等でお知らせします。